
藤沢市北部環境事業所新2号炉整備・運営事業
に係る対面的対話の議事録

2017年(平成29年)6月
藤 沢 市



対面的対話議事録

1. 対面的対話議事録

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認事項	回答
1	募集要項	9	第3章	4	(2)	-	「代表企業以外の構成企業が参加資格を欠いた場合は、当該参加者は、参加資格を欠いた構成企業に代わって、参加資格を有する構成企業を補充し、参加資格を確認のうえ、市が認めた場合は本募集に参加できるものとします。」とございますが、構成企業の内、参加資格に関わらない協力企業においては、協力企業自らが参加辞退を望み、市が認めた場合は構成企業から外れることができると解釈してよろしいでしょうか。	募集要項 (P7) 第3章1(3) 及び(4)に記載のとおり、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要があります。参加表明書提出以降、参加者の構成企業の変更は原則として認めません。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではありません。
2	募集要項	13	第4章	2	(5)	イ 公正な応募	「優先交渉権者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間・・・本契約として成立させないことができる・・・この場合において、優先交渉権者は・・・本事業の提案価格並びにこれに係る消費税及び地方消費税の100分の20に相当する金額の違約金を市に支払う義務を連帯して負担すること。」とございますが、連帯して負担する場合、市内協力企業は会社規模、参加条件及び役割に対し負担額が大きくなる場合がございます。市内協力企業は優先交渉権者（構成企業）から外れ、契約できるものとしていただけないでしょうか。	違約金の連帯負担については、構成企業の責任割合で金額を負担するものではなく、構成企業内において負担割合を判断してください。
3	募集要項	25	第7章	4	(5)	-	「ロゴマークの使用を含めて、構成企業かどうかにかかわらず企業名がわかる記述を避けること。」とございますが、具体的な地域貢献提案を記述するためには、協力企業、団体と特徴を記述することが有効となります。現実性のある提案書を作成するためにも『地元建設業の大手である』や『〇〇の実績があり、環境に配慮しているNPO団体』等の記述は可能と解釈してよろしいでしょうか。	企業名等、具体的名称の直接的な記述は避けてください。左記の記載方法については、問題ありません。
4	募集要項	25	第7章	4	(6)	-	「（例えば、地域貢献に係る提案内容を担保するために地元企業等より徴求するもの等）の提出は、不要とします。」とございますが、提案内容を確実に実現するためにも、提案に関する関心表明の添付を認め、評価対象としていただけないでしょうか。	関心表明については、提案時における事業への参画に対する関心表明であり、実施段階での確約ができるものではないと考えます。したがって、関心表明の提出は不要です。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認事項	回答
5	募集要項	26	第7章	6	(4)	要求水準書範囲外の提案について	「要求水準書に規定されている内容（業務範囲及び仕様）以外の提案については、予め募集要項等に関する質問（第1回又は第2回）及び対面的対話において、市に確認し、了解を得たものに限り有効とします」とございますが、これは、【要求水準書】及び【事業者選定基準書 非価格要素審査において審査する点】に該当しないものとの解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書を含む募集要項等一式において市が提案を要求していない内容と解釈して下さい。
6	募集要項	37	別紙3	4	(4)	電力料金	既設1号で900kWの契約が既にあります。新2号炉では同時立上を行わない前提ですと、単独で新たに900kW級の契約は不要と考えますが、可否をご教示願います。	電力料金の基本料金分は、各施設が公平に負担するため、新2号炉単独で上げた場合を考慮した設定値を加えて、按分するものと考えてください。なお、実際の運用に際しては基本料金の低減化の方策を市にて検討を行い、その上で運営維持管理委託費を調整する可能性があります。提案においては上記の記載内容を前提条件としてください。
7	募集要項等に関する質問への回答（第1回）	4	No. 1-20	-	-	-	要求水準書添付資料24及び当該質疑回答より、旧1号炉煙突杭は、要求水準書添付資料24に示す旧2号炉煙突基礎の杭（φ600、L=15.1m、16本）を想定します。しかしこの想定を超える物量の杭が存在した場合には「提示条件の不備、変更による工事費の増大」に該当すると解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書添付資料24から一般的に想定できる範囲は事業者負担とし、「提示条件の不備、変更による工事費の増大」に該当しません。基礎杭の状況が質疑回答と異なる場合については、協議を行います。
8	募集要項等に関する質問への回答（第1回）	10	No. 2-30	-	-	-	横須賀水道用地を車両動線として使用するにあたり、舗装は車両通行に耐える舗装に改修が必要です。水道配管の強度検討を行なうため、横須賀水道用地の現在の設計耐荷重をご教示願います。	横須賀市に確認した結果、横須賀水道用地を車両動線として使用する場合は、県道もしくは国道舗装仕様以上の補強は必要ないことを確認済みです。なお、工事期間中の仮設については、覆工板養生でも構いません。詳細は受注後の協議によります。
9	募集要項等に関する質問への回答（第1回）	12	No. 2-42	-	-	-	管理棟への供給について、位置、サイズのご回答を頂きましたが、取合点での必要な給湯の温度条件、給湯水量をご教示願います。	給湯の条件は、給湯水栓15か所、80℃としてください。なお、給湯水洗には浴槽1か所があり、1日1回お湯を張りませす。
10	募集要項等に関する質問への回答（第1回）	21	No. 2-104	-	-	-	既設リサイクルプラザ周辺の埋設配管ルートを添付資料33として御回答頂きましたが、本施設の検討にあたり特高ケーブル（予備を含む）の本数・管径・埋設深さ等が必要となるため、既設特高埋設配管ルートの具体的情報をご提示いただけないでしょうか。	要求水準書添付資料として示します。なお、既設特高配線の道路横断部の埋設深さはリサイクルプラザ設置時に30cm程度まで浅くなっており、資料と異なっているため、道路横断等を考慮しご提案ください。管理棟からリサイクルプラザへの配線ルートも同様に異なっているため、ご注意ください。また、特高の既設管路は要求水準書にて流用できないこととしていますので、ご注意ください。
11	募集要項等に関する質問への回答（第1回）	33	No. 2-175	-	-	-	「撤去後は各電力量を把握するためのVCTを事業者所掌にて設置してください」とございますが、既設管理棟1階高圧配電盤室の特高2次しゃ断器盤を改造し、検定付きの電力量計を設置して既設の電力量を監視することで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認事項	回答
12	要求水準書	9	第2編 第1章	1.1	1.1.4	(2)	募集要項等に関する質問への回答第一回の質問No.2-28にて、「要求水準書未記載でも関係官庁等への手続きに伴い指示を受けた場合の改造も含みます」と記載されていますが、受注者にて事前に調査及び検討した上でも、事前に見込めていない関係官庁等の指示による改造費が発生する場合がございます。その場合の改造費の負担については、発注者と受注者の協議の上、決定すると解釈してよろしいでしょうか。	著しい条件の変更がない場合については、原則として、事業者の負担とします。貴社の経験から必要な改造費を見込んでください。
13	要求水準書	14	第2編 第1章	1.2	1.2.11	(3)	「連続運転とは、処理システムを停止することなく、・・・」とございますが、「処理システム」とは具体的にどの範囲を示しているかご教示願います。	要求水準書に記載のとおりです。非常停止及び緊急停止動作により、施設全体が立ち下げに向かう状態を指します。
14	要求水準書	21	第2編 第1章	1.4	1.4.1	(2) エ 図面	「3D図面を含む」とございますが、3D図面とは具体的にどのようなものを想定されているかご教示願います。	3DCAD図面は建築外観や見学通路、見学通路からの視界、車両動線の確認等、建築関連の干渉部分の説明資料として提出いただくことを想定しています。なお、プラント機器図等の図面に対する3D化を求めるものではありません。
15	要求水準書	21	第2編 第1章	4	1.4.2	実施設計	「…、3D図面、模型等を…」とございますが、3D図面とは具体的にどのようなものを想定されているかご教示願います。	No.14の回答を参照ください。
16	要求水準書	21	第2編 第1章	4	1.4.2	(2) オ 図面	「3D図面を含む」とございますが、3D図面とは具体的にどのようなものを想定されているかご教示願います。	No.14の回答を参照ください。
17	要求水準書	26	第2編 第1章	1.4	1.4.15	(1)ア金文字製本 (A1判、A4判)	「ア 金文字製本 (A1版、…)」とありますが、A1版は見開きA1版 (仕上りA2) と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	要求水準書	28	第2編 第1章	1.6	1.6.3	(9)	2号炉の工事期間中のごみ計量システム (リサイクルプラザ側) や車両動線について貴市の考えがございましたら提示願います。	新2号炉工事期間中は、北部環境事業所に搬入された可燃ごみのすべてをリサイクルプラザ藤沢で計量し、1号炉へ搬入する予定です。動線に関しては、現状のリサイクルプラザへの搬入・退出と同じ動線になります。
19	要求水準書	39	第2編 第2章	2.3	2.3.1	(12)	「見学ルート上の安全、障がい者対応に留意」とありますが、市道を安全に横断する手段の一つとしては「渡り廊下」、「歩道橋」などの構造物の設置が考えられます。ただし、構造物の設置には関係各署の許認可が必要であり、確約されないことから、「渡り廊下」、「歩道橋」の設置は評価対象外となると理解してよろしいでしょうか。	市道を横断する「渡り廊下」、「歩道橋」などの構造物の設置は、提案不可とします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認事項	回答
20	要求水準書	44	第2編 第3章	3.2	3.2.1	(5)特記事項 サ	「…、市の庁内LANに接続し、…」とありますが、庁内LANは既設管理棟内で配備されており、本事業での庁内LANへの接続先は既設管理棟内であると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	要求水準書	45	第2編 第3章	3.2	3.2.2	(6)特記事項 ク	「…照明は、省エネ型（LEDとする）を使用する。なお高所に取り付ける照明器具は安全に交換できる構造とする。」とございますが、LED照明のリフター付き製品はございません。LED照明は一般的に長寿命なため、交換は高所作業車等にて対応させて頂きたくご理解宜しくお願い致します。	高所作業車が入れる場所についてはお見込みのとおりですが、高所作業車が入れない場所は交換時に安全な作業ができるよう配慮してください。
22	要求水準書	49	第2編 第3章	3.2	3.2.8	(5)特記事項 オ	「・・・、搬出装置の運転は運営事業者とする。」とありますが、搬出車両を使用するごみ充填済みのコンテナを搬出車両に積み込み作業及び車両搬送に関しては試運転時及び運営期間を含め貴市所掌と解釈してよろしいでしょうか。	搬出装置の運転は、試運転時及び運営期間とも運営事業者にて行ってください。なお、充填済みのコンテナの搬出車両積み込み作業及び車両搬送は本市または委託業者にて実施します。
23	要求水準書	74	第2編 第3章	3.8	3.8.4	(5)特記事項 エ	「照明は、省エネ型（LEDとする）を使用する。なお高所に取り付ける照明器具は安全に交換できる構造とする。」とございますが、LED照明のリフター付き製品はございません。LED照明は一般的に長寿命なため、交換は高所作業車等にて対応させて頂きたくご理解宜しくお願い致します。	No. 21の回答を参照ください。
24	要求水準書	84	第2編 第4章	4.1	4.1.1	共通事項(1)	既設管理棟特高変電所への特高供給の切替え時には、東京電力殿所掌の既設VCTの撤去、新設VCTの設置、既設受変電設備の改造等が必要になり、全停電させて頂く必要がありますが、何日間全停電させることは可能かご教示願います。	土日の2日間を全停電させることが可能です。
25	要求水準書	84	第2編 第4章	4.1	4.1.1	共通事項(1)	既設管理棟1階特高受変電室地下の特高ケーブル引込室の平面図及び断面図をご提示いただけないでしょうか。	要求水準書添付資料として示します。
26	要求水準書	102	第2編 第5章	5.1	5.1.1	(1)工事範囲 イ	「1号炉、2号炉間渡り廊下整備（提案による）」とございますが、本事業は1号炉とは完全に切り離れた事業と認識しております。1号炉と2号炉間の渡り廊下整備は既設1号炉を建設し運営を実施している事業者にとって有利な条件であり、公募公告の公平性に欠く懸念がございます。また、1号炉建屋の構造、使用状況を客観的に判断するのは難しい状況です。1号炉、2号炉間の渡り廊下整備に関してはハード的な提案のみ可であり、それに付随する1号炉、2号炉間での連携・共有等の提案は不可と解釈してよろしいでしょうか。	1号炉、2号炉間の渡り廊下整備に関しては、ハード的な提案を事業者に委ねています。1号炉、2号炉間での連携の提案は可能です。評価においては特定の業者が有利になることのないよう、すべての内容において公正・公平に審査委員会等において審議を行います。
27	要求水準書	102	第2編 第5章	5.1	5.1.1	(1)工事範囲 イ	「1号炉、2号炉間渡り廊下整備（提案による）」とございますが、この渡り廊下の使用目的をご教示願います。	市職員が管理棟から新2号炉に点検等で移動する際の通路を想定しています。見学者の通行は想定していません。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認事項	回答
28	要求水準書	102	第2編 第5章	5.1	5.1.1	(1)工事範囲 イ	「1号炉、2号炉間渡り廊下整備（提案による）」とございますが、1号炉建屋の接続位置もしくは接続可能位置条件をご教示願います。	1号炉の竣工図から想定してください。なお、市では1号炉3F炉室での接続が可能と想定しています。1号炉の機器配置平面図は、要求水準書添付資料として示します。
29	要求水準書	102	第2編 第5章	5.1	5.1.1	(1)工事範囲 イ	既存管理棟および既設渡り廊下への接続も提案可能と解釈してよろしいでしょうか。また、今回建築物、工作物などの敷地境界からの後退距離の指定がありましたらご教示願います。	新2号炉から既存管理棟及び既設渡り廊下への接続については、提案を可とします。ただし、建設時の1号炉への搬入搬出に長期間支障を与えないことや、竣工後の景観面、1号炉の将来の次期整備等を総合的に考慮して提案してください。なお、後退距離等については、藤沢市の基準等はありません。
30	要求水準書	108	第2編 第5章	5.2	5.2.3	表2-20 各施設の建築物に係る諸元（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（参考）	「見学者通路2.5m、渡り廊下幅2m程度」と記載されていますが、本値は参考であり、構造上やむを得ない場合は、参考値以下となる提案しても良いと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、通路の使用方法を鑑み、要求水準書の内容に極力配慮してください。
31	要求水準書	添付資料 23	-	-	-	-	添付資料23のA4版「車両ビン容器詰め替え場所」はA3版のサブ容器置き、容器詰め替え作業台、ビン積載済み容器送りローラー台を設置する場所の総称と解釈してよろしいでしょうか。	びん選別ストックヤードの条件及びイメージ図は、要求水準書添付資料として改めて改訂版を示します。なお、添付資料23は削除します。
32	要求水準書	添付資料 23	-	-	-	-	添付資料23のA4版には「●ビン容器置き場」の項目に記載がございますが、A3版には「サブ容器置き場」として車両ビン容器詰め替え場所に記載がございます。A3版の記載が正と解釈してよろしいでしょうか。	No. 31の回答を参照ください。
33	要求水準書	添付資料 23	-	-	-	-	添付資料23のA4版「ビン容器置き場」はA3版の「容器置き場」と解釈してよろしいでしょうか。	No. 31の回答を参照ください。
34	要求水準書	添付資料 23	-	-	-	-	添付資料23のA4版「●車両ビン容器詰め替え場所」に「4台以上」とありますが、この台数は収集車両の台数を示していると解釈してよろしいでしょうか。	No. 31の回答を参照ください。
35	要求水準書	添付資料 23	-	-	-	-	添付資料23のA4版「●詰め替え用ビン容器置き場は（サブビン容器置き場）1台につき10m2以上」の1台とは搬入車両を示すと推察し、詰め替え用ビン容器置き場は10m2×4箇所必要と解釈してよろしいでしょうか。	No. 31の回答を参照ください。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認事項	回答
36	要求水準書	添付資料 23	-	-	-	びん選別ストックヤード棟	容器積替え置場と作業台のイメージ図が添付されていますが、スムーズな荷下ろしと車両の安全性の確保のため、イメージ図からの変更は可能でしょうか。また、守るべき項目がある場合はご教示願います。	イメージ図からの変更は可能です、同時3台以上の荷下ろし、必要な動線等の確保、選別作業の効率性、腰の負担軽減等に配慮してください。 また、びん選別ストックヤードの条件及びイメージ図は、要求水準書添付資料として改めて改訂版を示します。なお、添付資料23は削除します。
37	事業者選定基準書	8	第4章	-	-	表4-1 非価格要素審査において審査する点	「ア その他の提案① 本事業への有効性・その他本事業にとって有効な提案を期待する。」と記載されていますが、これは、要求水準書に囚われない提案であり、本事業に有効且つ実効性のある提案であれば評価するとの解釈でよろしいでしょうか。	基本的にお見込みのとおりですが、本事業と関連のない提案については、評価しません。
38	事業者選定基準書	8	第4章	-	-	表4-1 非価格要素審査において審査する点	「ア その他の提案① 本事業への有効性・その他本事業にとって有効な提案を期待する。」と記載されていますが、本項項目は要求水準書に囚われる提案ではないため、実効性がない提案であると判断された場合においても、失格にはならないとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	事業者選定基準書	8	第4章	-	-	表4-1 非価格要素審査において審査する点	「ウ 環境学習計画① 見学者対応及び環境学習計画 安全性を配慮した見学ルートに期待する。」とございますが、リサイクルプラザ藤沢から、市道を横断する方法として、事業敷地外であるリサイクルプラザ藤沢側の改造が必要な渡り廊下等の提案は認めないと解釈してよろしいでしょうか。	市道を横断する「渡り廊下」、「歩道橋」などの構造物の設置は、提案不可とします。
40	事業者選定基準書	8	第4章	-	-	表4-1 非価格要素審査において審査する点	「ウ 環境学習計画① 見学者対応及び環境学習計画 安全性を配慮した見学ルートに期待する。」とございますが、リサイクルプラザ藤沢駐車場から、市道を横断する方法として、市道を走行する車両向けの信号の設置（事業敷地外）については、提案は認めないと解釈してよろしいでしょうか。	市道を横断するための敷地外の信号の設置（警察協議を要するもの）については、許認可において、設置できる確約がないことから提案不可とします。
41	様式集(Excel版)(1)	目次	50	様式第16号-2-1	-	指定枚数の確認	目次には「A4版・縦 1ページ」とありますが、04様式(word)には「A4版・縦 2ページ」とございます。本様式の枚数をご教示願います。	「A4版・縦 2ページ」を正とします。
42	様式集(Excel版)(1)	目次	64	様式第16号-4-1	-	指定枚数の確認	目次には「A4版・縦 1ページ」とありますが、04様式(word)には「A4版・縦 2ページ」とございます。本様式の枚数をご教示願います。	「A4版・縦 2ページ」を正とします。
43	様式集(Excel版)(1)	第15-3-1	別紙3	-	-	設計条件の確認	同様式別紙1の2. 注2. には「外気温度16℃（年平均気温）とすること」と記載がございましたが、別紙3には外気温度のご指定がございません。本様式についても外気温度は16℃として宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、別紙3は別紙1と同条件としてエクセルシート上は、リンクしていますので、式は変更しないでください。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認事項	回答
44	様式集(Excel版)(2)	73/190	3.4.12	(3) カ(イ)	導電率	単位の確認	「(イ) 導電率 【 】 $\mu\text{S}/\text{cm}$ 」は【 】 mS/m での表記の対応とさせて頂きたくお願い致します。	変更いただいて構いません。
45	様式集(Excel版)(2)	73/190	3.4.12	(3) カ(オ)	総アルカリ度	単位の確認	「(オ) 総アルカリ度 【 】度 」と記載がございますが、「 mg/L 」での表記の対応とさせて頂きたくお願い致します。	変更いただいて構いません。
46	様式集 (Word版)	38	様式第15号-2-4	-	-	-	審査の視点で「建設時」とありますが、「設計」によるトラブルの未然防止及び事後対策を記載すると理解してよろしいでしょうか。	審査の視点のとおり、建設時と運営時について、記載してください。なお、建設時とは、工事期間中を指し、設計や現場作業を含みます。
47	様式集 (Word版)	43	様式第15号-2-3	-	-	-	屋内配置動線計画の審査の視点として「ごみ焼却施設における受入供給設備、待車・・・」とありますが、提案として求められているのは「プラットフォームだけでなく新2号炉の屋内配置動線計画」と理解してよろしいでしょうか。	屋内動線計画は主に廃棄物収集運搬車両が関連する箇所を想定した、プラットフォーム内動線計画を審査の視点としていますが、屋外動線計画との連携性も考慮した提案としてください。2号炉工場棟内等の屋内動線計画は審査の視点としていません。
48	様式集 (Word版)	43	様式第15号-3-1	-	-	-	「変動ごみ」、「基準ごみ」の2条件が評価の対象となりますが、条件ごとに別々の蒸気タービンを設計するものではなく、設計した1つの条件に対する各数値をご提示するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	様式集 (Word版)	43	様式第15号-3-1	-	-	-	2号炉及び石名坂環境事業所の休止期間が要求水準書添付資料11として示されていますが、発電量の提案に際して、発電効率の高い新2号炉を冬季に運転する等、各施設の定期修繕時期を変更して、市全体での発電量を高める提案をすることは可能でしょうか。	他施設の運用の変更などを必要とするものは、提案を不可とします。
50	様式集 (Word版)	53	様式第16号-4-1	-	-	-	地域社会への配慮について、不平等が生じる可能性がある協賛等（特定の自治会への協賛等）は評価対象外と理解してよろしいでしょうか。	本事業は、市の委託により業務を行うものであり、協賛等の原資については市の費用負担となります。この観点から地域社会への配慮として、協賛金の多寡等を評価するものではありません。これらの趣旨を踏まえ、提案してください。 なお、評価は事業者選定基準書及び審査委員会での審議によります。
51	基本協定書	3	第6条	-	-	-	「特定事業契約の本契約としての成立前において・・・市は、特定事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させないことができる。」とございますが、市内協力企業が参加資格を失った場合は、市内協力企業は優先交渉権者（構成企業）から外れ、契約できるものとしていただけないでしょうか。	No.1の回答を参照ください。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認事項	回答
52	基本協定書	3	第6条	第2項	-	-	「市が特定事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させない場合、優先交渉権者を構成する各当事者は、共同連帯して、提案価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じた額を加算した額の100分の20に相当する額を違約金として・・・」とございますが、受注者を構成する協力企業、構成員が市内企業の場合、市外業者に比べ、指名停止条件が厳しく、市内企業が本事業に参画する上でのリスクとなります。市内協力企業が参加資格を失った場合は、市内協力企業は優先交渉権者（構成企業）から外れ、契約できるものとしていただけないでしょうか。	No. 1の回答を参照ください。
53	基本協定書	4	第7条	-	-	-	「本事業の公募に関して、優先交渉権者のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、市は、特定事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させないことができる。」市内協力企業は優先交渉権者（構成企業）から外れ、契約できるものとしていただけないでしょうか。	No. 1の回答を参照ください。
54	基本協定書	5	第10条	第3項	-	-	「第6条及び第7条の場合の他、優先交渉権者の責めに帰すべき事由により特定事業契約につき本契約として成立しなかつた場合、優先交渉権者を構成する各当事者は、共同連帯して、提案価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じた額を加算した額の100分の20に相当する額を違約金として・・・」とございますが、連帯して負担する場合、市内協力企業は会社規模、参加条件及び役割に対し責任が過大となる場合がございます。そのため、市内協力企業は優先交渉権者（構成企業）から外れ、契約できるものとしていただけないでしょうか。	No. 2の回答を参照ください。
55	基本契約書	前文	-	-	-	-	「受注者がこの契約の締結の日からこの契約が本契約となる時までに・・・競争入札の参加者の資格の制限を受けた場合又は藤沢市指名停止等の措置要領の規定による指名停止処分を受けた場合・・・本契約として成立しないものとする。・・・発注者に損害を生じた場合においては、受注者がこれを賠償する。」とございますが、受注者を構成する協力企業、構成員が市内企業の場合、市外業者に比べ、指名停止条件が厳しく、市内企業が本事業に参画うえでのリスクとなります。市内協力企業が参加資格を失った場合は、市内協力企業は優先交渉権者（構成企業）から外れ、契約できるものとしていただけないでしょうか。	No. 1の回答を参照ください。
56	基本契約書(案)	4	第11条	-	-	再委託等	「建設事業者又は運営事業者は、合理的に必要と認められる部分につき、建設工事請負契約又は運営・維持管理業務委託契約の定めるところに従って第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとする。」とございますが、合理的に必要と認められる部分には、SPCから受注者を構成する各当事者への運営・維持管理業務の委託は認められると解釈して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認事項	回答
57	基本契約書	5	第19条	第2項	—	—	「・・・受注者の責めに帰すべき事由により、特定事業契約のうちのいずれかが本契約として成立に至らなかった場合には、受注者は、発注者に対して、本事業の提案価格にこれに係る消費税及び地方消費税の額を加算した額の100分の20に相当する金額の違約金を支払う義務を連帯して負担するものとする。」とございますが、受注者を構成する協力企業、構成員が市内企業の場合、市外業者に比べ、指名停止条件が厳しく。市内企業が本事業に参画うえでのリスクとなります。市内協力企業が参加資格を失った場合は、市内協力企業は優先交渉権者（構成企業）から外れ、契約できるものとしていただけないでしょうか。	No. 1の回答を参照ください。
58	運営・維持管理業務委託契約書(案)	14	44	別紙4	—	不可抗力の場合の費用分担	「不可抗力により本事業に関して乙に発生した追加費用を、以下のとおり負担する。」と記載されていますが、これには受託者が負った損害・損失に対しても適応されると解釈してよろしいでしょうか。	別紙4の第2項に「前項に基づくものを除き、委託者は、受託者に生じた費用及び損害を一切負担しない。」とあり、別紙4第1項でいう追加費用には、損害・損失は含まれません。
59	第1回質問回答	31	No.2-164	—	—	—	「展開検査は日2回（2台程度）を想定してください。…」について、当該検査時に必要な事業者に求める協力内容（作業内容、実施時間帯、必要作業人数等）を提示願います。	自走式ごみ投入装置を用いて、事業系一般廃棄物に搬入禁止物等が含まれていないかを検査するものです。検査対象車両の選別及び誘導、展開検査については市が主体となって実施しますが、自走式ごみ投入装置の準備及び片付けのほか、検査作業の補助として1名程度の協力をお願いします。展開検査は不特定多数の搬入者を対象としており、それぞれ搬入時間が異なるため、実施時間は未定です。台数については検査1回あたり1台を2回（合計で日2台）程度を想定してください。作業に当たっては、安全面に配慮し実施します。

対面的対話議事録

2. 要求水準書の条件変更（市）

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	条件変更内容
1	要求水準書	38	第2編 第2章	2.3	2.3.1	本施設の配置・ 動線	工事期間中のびんの荷下ろしについては、「リサイクルプラザ藤沢の使用を可とする」との記載がありますが、市にて検討、調整の結果、近隣の倉庫を賃借することになりました。費用については、事業者負担としますので、月額350,000円（税抜）を事業費に加えてください。賃借の期間は、びんの荷下ろし及び選別・保管・搬出等の機能が敷地内できない期間とし、事業者の工程に応じて必要期間を設定してください。倉庫の場所は、要求水準書添付資料として示します。
2	要求水準書	125	第2編 第6章	6.3	—	廃棄物の処理・ 処分	解体工事において、施設内に残置されている消火器66本（10型61本、20型3本、50型2本）の処分をお願いします。